

スノ規程ヲ揮ハセラレタリ

別企慰勞金ノ給與アリ希望ニ副ヒ難シ

九、退職ノ申出スハ業務上ノ都合ニ依リ解備ノ必要アリタリ

トキトアルガ「退職」ノ申出アリタルトキレト改正セラレタリ

業務上必要ナル制度ニ付改正セザレタリ

十五、軍掌補制度ヲ撤廃セラレタリ

業務上必要ナル制度ニ付撤廃セザレタリ

十六、少年軍掌採用等令ヲ猶十六才ニ引上ケラレタリ

心身發育良好強健ナル者ヲ選擇採用スルヲ以テ等令引上

ノ要ヲ認メス

以上

特許第10170號

昭和五年五月十七日

大阪府知事 柴田善三郎

内務大臣安達謙藏殿

社会局長 官殿

各縣庁長 官殿 (警視廳京都兵庫愛知
神奈川福岡岡山云々)

大阪地方裁判所検事正殿

大阪憲兵隊長殿

大阪府電自働会歎願書尙題ニ関スル件

第八報

要旨

- 一、按中央委員会開催ノ結果相身發現論アリタルニ結局深ク吞シテ一先
- 以歎願問題ヲ打切ルコトニ決ス
- 二、報告演說会開催及ビラ配村等ノ後始末ハ本部一任ト決ス
- 三、自働会ハ將來特ニ電賃局内電機組合戦線統一ニ努力ヲ集注セシト
- スル模様アリ

5. 5. 24
1229